

令和6年4月

品質システム文書の改正について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より、本協会品質認証業務に種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今般、品質システム文書の改正を行いましたので、下記のとおりお知らせします。
また、改正した品質システム文書は、下記施行日より本協会品質認証センターホームページに掲載しております。

記

1 改正文書

- ・ 認証に係る費用規則(JWWA-H108)
- ・ 品質認証マーク管理要綱(JWWA-H207)
- ・ 認証の手順書(JWWA-H402)
- ・ 様式集

※本協会品質認証センターホームページ「認証の規則類」掲載分

2 施行日

2024年4月1日（月）

3 改正箇所

別添の「品質システム文書の主な改正箇所」及び「改正様式と主な改正点」をご参照ください。

4 改正文書の掲載箇所

品質認証センターホームページ(<http://www.jwwa.or.jp/center>)

※ホームページ上部のタグ「認証の規則類」からメニュー「品質認証業務規則集」を選択し、表内の各文書を選択してください。

担当：品質認証センター認証課

TEL：03-3264-2711

E-mail:ninshou@jwwa.or.jp

2023 年度品質システム文書の改正 主な改正点

文書名	文書番号	改正内容
認証に係る費用規則	JWWA-H108	<p>第3条：</p> <p>定期工場調査実施時において、調査日と別日に認証品基準適合性評価や試験片作成立会を同日に行った際の料金に関する規定がなかったため、工場調査超過料（10,000 円／時間／人）の適用を明記。</p> <p>また、上記以外にも認証品基準適合性評価や試験片作成立会を行った際の料金について曖昧な箇所があったため、明記。</p>
		<p>別表3：</p> <p>抜取検査手数料における管類（金属管）の料金設定について、呼び径 50mm を超えるものに料金設定がなかったため、設定。</p>
品質認証マーク管理要綱	JWWA-H207	<p>第7項：</p> <p>認証取得者は、責任を持って認証マークの表示や管理を適切に実施しなければならないことを明記。</p> <p>また、認証センターは、定期工場調査等の機会に、認証取得者における認証マークの管理状況を確認することを明記。</p> <p>第7項(2)、(3)：</p> <p>認証取得者は、認証マークの使用状況をその都度記録するとともに、その記録を集計するなどにより、管理状況を定期的に確認しなければならないことを明記。</p>
認証の手順書	JWWA-H402	<p>全般：</p> <p>現行の品質システム文書、ハンコレス等の様式改正に合わせて全面改正。</p>

改正様式と主な改正点

様式番号	様式名	改正内容
様式-1-5	自社検査方式説明書	FAXレス化に伴い、「FAX」から「E-mail」に変更した。
様式-1-6	抜取検査方式説明書	
様式-1-53	異議申立書	
様式-1-54	苦情申立書	
様式-4-1	請求書送付先等確認用紙（設定・変更）	
様式-4-5	連携販売（OEM）の説明書	

様式番号	様式名	改正内容
様式-1-1	給水管、給水用具、ユニット製品の認証申込書	申請・届出書類のハンコレス化に伴い、押印のほか、決裁番号等での代替を認めるように変更した。
様式-1-3	水道用資機材、水道用薬品の認証申込書	
様式-1-22	認証登録証再交付申込書	
様式-1-23	変更申込書	
様式-1-24	登録事項変更届出書	
様式-1-25	認証の取消申込書	

様式番号	様式名	改正内容
様式-1-95-1	品質認証マーク（シール）受領証 抜取検査方式用	申請・届出書類のハンコレス化に伴い、押印を廃止した。
様式-2-1	抜取検査方式品質確認申込書	
様式-2-2	（給水用具の）品質認証マーク使用状況報告書	
様式-2-2-1	（資機材及び薬品の）品質認証マーク使用状況報告書	
様式-4-2	品質確認証明書発行依頼書	

様式番号	様式名	改正内容
様式-1-94	品質認証マーク（発注・借用）書	認証マーク貼付予定の登録番号を記載する欄を追加した。
様式-2-8	品質確認判定表（特別基準）	認証マークの管理台帳等の記入欄を追加した。